

第2期みやま市シティプロモーション戦略策定支援業務 プロポーザル実施要項

本プロポーザル実施要項は、本市が「第2期みやま市シティプロモーション戦略」の策定を実施するにあたり、プロポーザルに参加した事業者から、本市が委託契約に最も適していると考えられる受託候補者を選定することに関して必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

第2期みやま市シティプロモーション戦略策定支援業務（以下「本業務」という。）

2. 業務内容

概要は下記のとおり。詳細は「第2期みやま市シティプロモーション戦略策定支援業務仕様書」を確認のこと。

- (1) 現状のとりまとめ支援
- (2) 市民・団体・行政のワークショップ運営支援
- (3) ブランドコンセプトの立案及びキャッチコピー・ロゴマークの制作
- (4) プロモーション計画の立案
- (5) 第2期みやま市シティプロモーション戦略冊子の作成
- (6) その他、目的を達成するために必要な業務（独自提案含む）

3. 遵守事項

業務の遂行にあたって、以下の点を遵守するものとする。

- (1) 本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、企画案等に基づき、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 個人情報の保護については十分な注意を払い流失・損失が生じないようにし、また、業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の実施に関しては、仕様書によるほか、みやま市財務規則及び契約書を遵守し行うこと。
- (4) 仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 本業務の全部を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

4. 事務局

みやま市 総務部 企画振興課 地方創生係（以下「事務局」という。）

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL：0944-64-1550（直通） FAX：0944-64-1507 E-mail：sousei@city.miyama.lg.jp

5. 見積限度額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 実施形式

公募型プロポーザル方式

7. 参加資格

(1) 過去5年以内において、国や地方自治体において、本業務と同種業務を履行した実績を有しているものであること。なお、同種業務の実績を有するものとは、下記のAとBの両分野の業務実績を有するものをいう。

A. 地域ブランド戦略、シティプロモーション戦略、もしくはこれに類する計画等の策定

B. プロモーションのためのキャッチコピー、ロゴマーク等の制作

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) みやま市指名停止等措置要綱（平成19年みやま市告示第14号）に基づく指名停止要件に該当しないこと。

(4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を滞納している者でないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) みやま市政治倫理条例（平成19年みやま市条例第174号）第20条の規定に該当する業者でないこと。

8. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公示日	令和4年4月18日（月）
質問書の提出期限	令和4年4月25日（月）17時まで
質問に対する回答	令和4年4月28日（木）
参加表明書の提出期限	令和4年5月11日（水）17時まで
参加確認通知	令和4年5月16日（月）
企画提案書の提出期限	令和4年5月20日（金）17時まで
ヒアリング審査	令和4年5月27日（金）予定
審査結果通知の送付	令和4年5月31日（火）予定

9. 質問書の提出

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、事務局宛てに送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

また、期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「【会社名】第2期みやま市シティプロモーション戦略策定支援業務に係る質問書」と記載すること。

(2) 期限

令和4年4月25日（月）17時00分まで（必着）

(3) 回答方法

令和4年4月28日（木）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、回答内容は本市ホームページに掲載する。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

10. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 会社概要書（様式第3号） 1部
- ② 人員体制調書（様式第4号） 1部
- ③ 業務実績調書（様式第5号） 1部
- ④ 誓約書（様式第6号） 1部
- ⑤ 法人登記簿謄本（複写可） ※3ヶ月以内のものに限る
- ⑥ 納税証明書（国、県、市町村税）（複写可） ※3ヶ月以内のものに限る

(2) 提出期限

令和4年5月11日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したのものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

事務局

(5) 参加確認通知

参加申込書に不足がないこと及びその内容から参加資格の有無を確認したのち、本プロポーザルに参加申込をしたすべてのものに対し、令和4年5月16日（月）までに参加可否を文書にて通知する。なお、参加事業者が多い場合は、14. 審査基準に基づく書類審査を行い、5社以内に絞る場合がある。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 正本 1 部 副本 8 部

※企画提案書は、本要綱及び仕様書に基づき作成すること。

イ 見積書（任意様式） 1 部

ウ 工程表（任意様式） 1 部

(2) 提出期限

令和 4 年 5 月 20 日（金）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

事務局

12. 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格等

A4 判とし、書式・項数については、特に定めのないものとする（A3 判による折込の挿入は可とする）。刷色は自由とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

また、提案書に記載すべき主な事項を以下に示す。

- ① 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方や配慮すべきことは何か。
- ② 貴社が考える本市における効果的なシティプロモーションとは何か。
- ③ シティプロモーションの目的を達成するための具体的なアクションプランの考え方や事例等。
- ④ 独自の提案や特にアピールしたい事項。

(2) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。

(3) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者側の負担とする。

提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

13. ヒアリング審査

(1) ヒアリング審査の方法

ヒアリングの方法は、1 社につき 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）を予定し、順次個別に行う。なお、出席者は 3 名以内とし、説明は事業を直接担当する者が行うこととする。ヒアリング審査の説明では、新たに資料提出を求めることはなく、あらかじめ提出された企画提案書等を活用して行うものとする。場所や時間等の詳細は、個別に参加事業者へ連絡する。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、リモートによる実施の可能性もある。

(2) ヒアリング審査の日時

令和4年5月27日（金）予定

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、参加者全てに対して文書にて通知する。その際、提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。

14. 審査基準

評価項目と評価内容は、下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	評価点数
1. 人員体制	担当者の経験、人員体制	10
2. 事業者の特長	本業務に活かすことができる事業者の強み	15
3. 本業務の理解	本市の状況把握、課題設定、本業務の実施方針	30
4. 本業務の実施内容	具体的な企画内容、実施手法、スケジュール	35
5. 見積金額	見積金額と提案内容のバランス	10

※審査は、第2期みやま市シティプロモーション戦略策定支援業務プロポーザル審査委員会にて審査する。なお、参加者が1者のみの場合においても、当該プロポーザルは成立するものとする。その場合、上記審査基準に基づく評価において、審査員の点数が平均60点以上の場合に成立するものとする。